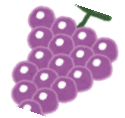


暑かった夏も終わりに近づき、少しずつ秋の気配が感じられるようになりました。季節の変わり目は体調を崩しやすいもの。心と体の健康に気を付けて日々過ごしましょう。



■「認定 NPO 法人」の認定を受けました

ネットとうほくは、2019年8月1日（木）、仙台市より「認定 NPO 法人」の認定を受けることができました。個人及び法人の寄附金、賛助会員会費については、税制上の優遇措置が適用されます。

消費者被害の未然防止・拡大防止の活動を更に充実させるためには、一人でも多くの皆さまからのご支援・ご協力が必要です。この機会にぜひ、ネットとうほくへの寄附をご検討ください。

優遇措置の内容及び手続きについては、内閣府 NPO 法人 HP にてご覧いただけます。

(<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu>)

■消費者庁委託 消費者被害実態調査業務がスタートしました

～情報提供のお願い～

ネットとうほくは、消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）と共同で、消費者庁委託業務である「消費者被害の実態調査業務（北海道・東北地方）」として、契約・解約トラブル等の情報提供の受付を始めました。（期間：2019年6月27日～2020年2月29日）

「健康食品・化粧品の初回お試し価格〇〇円の商品を注文したら、6回の定期購入が条件だった。」「会費無料キャンペーンでスポーツジムに入会、その後退会しようとしたら利用規約により違約金を支払うこととなった。」等、「納得できない!」「おかしい!」と思われる消費者トラブル情報をお寄せください。情報収集にあたっては、経験豊富な弁護士・消費生活相談員が電話で対応いたします。

受付曜日：毎週月、木、金（ホクネット受付）

毎週火（ネットとうほく受付）

受付時間：13時～16時

専用電話：☎011-261-8222

*火曜日はネットとうほくに転送されます。

または、下記の直通電話をご利用いただけます

☎022-341-2010（ネットとうほく直通・火曜日のみ）

この業務に関する詳細は、ネットとうほく HP をご覧ください。



■2019 年度第 2 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

7月18日(木)18:30から、仙台弁護士会館において、2019年度第2回消費者被害事例ラボを開催し、21名が参加しました。

今回は、「投資被害における救済—過失相殺の否定は可能か—」をテーマに、ネットとうほく検討委員で山形大学の小笠原奈菜准教授が講義を行いました。



講師 小笠原奈菜准教授

過失相殺には、例え事業者が不適切な勧誘を行ったとしても、消費者と契約を締結さえしてしまえば、その拠出された資金の一部が事業者の手元に留まって、いわゆる“やり得”を認める結果になるという問題があります。このような投資に関する契約における過失相殺を認めないための理論構成が考えられないか、という視点でお話がありました。

まず、過去の投資被害の裁判例で、過失相殺が行われていない事例についての分析がありました。①強度の違法性を有する契約であったこと、②適合性原則(勧誘する相手方の経験や年齢等に応じた説明をすべきであり、主に投資経験の浅い人に対して複雑な金融商品を勧誘する際に問題となる原則)違反である勧誘だったこと、③錯誤や制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被補助人)類似の者に対する勧誘だったこと、④取引した本人以外の過失による契約であり、本人にその過失を帰属させることがためられた可能性があるもの等の事例では、過失相殺が認められない場合があるようでした。

学説でも裁判例同様、強度の違法性がある場合や適合性原則違反の事例では、過失相殺が行われるべきではない、という意見が多いようです。また、少数意見ではありますが、不法行為を「損害分担型」と「当事者非難型」という類型に分類し、後者の場合には原則として加害者(事業者)が責任を負うべきという考え方が紹介されました。

その後の意見交換では、消費者契約法では誤認惹起型(消費者に誤認を生じさせるような類型による勧誘形態)の取引が取り消しうるものとして定められているのであって、投資被害についても誤認惹起が認められるのであれば、過失相殺は認められるべきではない、という議論は成り立つのではないかと、などの指摘がなされるなど、白熱した議論が交わされました。

次回の消ラボは、9月9日(月)18:30から仙台弁護士会館において「自動車の自動運転における損害賠償責任」をテーマに開催します。講師は、福島大学の山崎暁彦准教授です。

◆第4回以降のテーマは下記を予定しています。

	日程	テーマ	講師
第4回	11月11日(月)	消費者契約法改正を踏まえた 「つけこみ型の契約」に関する検討	窪 幸治 (岩手県立大学准教授)
第5回	2020年 1月16日(木)	集団的被害回復制度の対象を考える ～COJの東京医科大に対する訴訟を踏まえて～	中里 真 (福島大学准教授)
第6回	3月9日(月)	通信販売契約における クーリング・オフ制度の導入の検討	栗原 由紀子 (尚絅学院大学教授)

※いずれも 18:30 から仙台弁護士会館にて開催します。ただし、日程やテーマが変更になる場合がありますので、HPにてご確認ください。

■講演会開催のお知らせ

2019年10月19日（土）10:30 から、ネットとうほく 2019年度第2回講演会を開催します。
今回のテーマは、これまでご要望の多かった

『SNSトラブル』

インターネット（スマートフォン）、SNS などによる被害の救済・予防などに取り組んでいる「仙台ネット被害弁護団」から講師をお招きし、被害事例や対策などについてご講演いただきます。

皆さまのご参加をお待ちしております。



*日 時：2019年10月19日（土） 10:30～（受付10:10～）

*場 所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

*講 師：弁護士 宮腰 英洋 氏（仙台ネット被害弁護団）

※詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。

■適格消費者団体のご紹介

ネットとうほく NEWS 第28号（2019年3月3日発行）で、適格消費者団体が19団体になったとお知らせしましたが、その後新たに2団体が認定されました。

☆消費者市民サポートちば（2019年6月6日認定）

☆とちぎ消費者リンク（2019年6月26日認定）

ネットとうほくは、他の適格消費者団体と連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組んでいきます。

「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら
一人で悩まず



消費者庁
消費者ホットライン 188
イメージキャラクター
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！

～お近くの消費生活相談窓口につながります～

■リレーエッセイ

11 回目を迎えたリレーエッセイ。今回は新しく理事に就任した小野田由季さんです。

本年度より理事を拝命いたしました消費生活相談員の小野田です。未熟者ですが何卒よろしくお願いいたします。

さて、最近、奈良公園の鹿が衰弱死し、胃袋に大量のポリ袋がぎっしり詰まっていたという衝撃的なニュース映像を見ました。2年前に初めて奈良公園を訪れ、驚きと感銘を受けた私の胸にはぐさりと刺さりました。大食漢の鹿は観光客が持ち込んだポリ袋を食べてしまうそうです。そういえば、クジラやウミガメも、海に漂流するポリ袋をエサと間違えて食べ、消化不良で死んでしまうとか。

スーパーではエコバッグ持参が浸透し、今や有料レジ袋を所望しない人が大半です。けれど、コンビニやコンビニ型スーパーでエコバッグを取り出す人を見かけたことがありません。ちょっとハードルが高いのです。目立つし、無料だし（経済産業相が2020年4月1日からプラスチック製レジ袋有料義務化の方針を明らかにしたそうです）、それに、コンビニには一連の動線を崩してはいけない無言のプレッシャーがあります。ポイントカード提示、商品のバーコードをピッ、お金を支払う、レジ袋に詰めてもらう。財布の中でポイントカードが迷子になるうものならパニックです。

そこでレジ前に着くやいなやエコバッグを取り出し、「これに自分で詰めます。」とにっこり笑って店員さんに言うことにしました。宣言しておけばバーコードをピットした商品からエコバッグに詰められるので、店員さんは袋詰め作業から解放され、時間短縮にもなります。それに私の勝手な思い込みでしょうか、なんだか店員さんとの一体感が生まれます。私のエコバッグが派手な花柄のせいか行動はやっぱり目立ちますが奈良の鹿（クジラやウミガメも）を守るための第一歩です。



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp